

## 中華人民共和国の「船舶による海洋汚染の防止および管理規則」

こちらは、英文記事「[Regulations of the People's Republic of China on the Prevention and Control of Marine Pollution from Ships](#)」（2020年3月）の和訳です。

[Gard Circular No. 4/2015](#)において、中華人民共和国の「船舶による海洋汚染の防止および管理規則」を取り上げ、(a) ばら積みの汚染・有害物質を輸送するすべての船舶、または (b) 10,000総トンを超えるその他すべての船舶の船主・運航者は、中国への入港前、または中国沿岸から20海里以内の港外で荷積み、荷揚げ、船舶間積み替え (STS) を行う前に、船舶油濁清掃業者 (SPRO) と油濁清掃契約を締結することが求められていることについてお知らせしました。

既にお伝えしているとおり、海事局 (Maritime Safety Agency [MSA]) は、2020年3月1日発効の新たな「船舶油濁清掃契約制度の管理措置」を先日発表しています。

その後、本措置に関する更なる説明とフィードバックが国際P&Iグループ (IG) の在中国アドバイザーおよび中国MSAから得られました。

今回明確になったのは、SPROとの契約は以下のいずれかに該当する船舶についてはもはや不要であるということです

- 1) バラスト状態で 10,000 総トン未満の船舶または目録に記載されていないばら積みの液体貨物を積載する 10,000 総トン未満の船舶
- 2) クリーン燃料によって運航される、以下のいずれかを積載するあらゆる規模の船舶、すなわち (i) ばら積みではない液体貨物（当該液体が目録に記載されている場合も含む）、(ii) 目録に記載されていないばら積みの液体、(iii) 非液体（すなわち固体）貨物。

オイルフェンスは、依然として、特に、目録に記載されている300mtを超える貨物の荷積み、荷揚げ、積み替えを行う船舶にのみ必要です。

目録のコピーも中国MSAのウェブサイト（中国語）で[入手可能](#)となりました。

疑義を避けるために明記すると、上記(1)または(2)に該当する船舶を除き、10,000総トンを超える船舶はすべて、積載貨物の種類にかかわらず、[SPRO表](#)の改正版に記載されている第11条の要件に従って[SPROと契約](#)を締結することが求められていますのでご注意ください。

疑問点がある場合は、SPROとの契約締結前にクラブまでご連絡ください。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

**GARD AS**



**Rolf Thore Roppestad**  
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。